

職場におけるメンタルヘルス対策検討会開催要綱

1 趣旨

我が国全体の自殺者は、近年、3万人を超えており、そのうち、約2500人が勤務問題を原因・動機の1つとして自殺している。

また、精神障害等による労災認定件数が増加しており、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスがある労働者の割合も約6割であるなど、職場におけるメンタルヘルス対策の充実は重要な課題となっている。

このような状況に対応するためには、労働者のメンタルヘルス不調の把握、把握後適切に対応するための専門家の確保等の実施基盤の整備が必要である。

また、これらの対策においては、中小規模事業場に配慮した実施基盤の整備、メンタルヘルス不調とされた労働者が不利益を被らないための配慮も必要である。

これらを踏まえて、厚生労働省労働基準局長の下に有識者の参集を求め、職場におけるメンタルヘルス対策の充実のための具体的な方法について検討するものである。

2 検討項目

- (1) 労働者のメンタルヘルス不調の把握方法について
- (2) 把握後適切に対応するための実施基盤の整備について
- (3) その他

3 構成

- (1) 本検討会は、学識経験者、検討項目に係る関係者をもって構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会のメンバーは、必要に応じて、追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 検討会は、原則として公開する。
ただし、個人情報、企業秘情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。